

問
11

監視断続的労働とはどのようなものですか？ 宿日直勤務と36協定との関係は？

監視断続的労働に従事する者は、使用者が労働基準監督署の許可を受けた場合に限り、1週40時間・1日8時間をはじめとする労働時間・休日に関する規定は適用されません（労基法第41条第3号）。

まず、監視に従事する者とは、原則として一定部署にあつて監視するのを本来の業務とし常態として身体・精神緊張の少ない者のことです。次に、断続的労働に従事する者とは、休憩時間は少ないが手待時間が多い者のことです（昭22.9.13発基第17号）。

ところで、いわゆる宿日直労働もまた、監視断続的労働として許可されます（労基則第23条）。許可されるのは、常態としてほとんど労働する必要のない勤務とされており、具体的には次の5つの基準が示されています（昭22.9.13発基第17号、昭63.3.14基発第150号）。

- ① 通常の労働の継続ではないこと
- ② 定時的巡視、緊急の文書または電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものであること
- ③ 宿日直勤務1回につき、同種の労働者の1日平均賃金の3分の1以上の手当が支給されること
- ④ 宿直については相当の睡眠設備を有すること
- ⑤ 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること